



マイナンバーって何? vol.3 10月以降にマイナンバーが通知されます

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112
町民課 町民係 ☎(232)4914

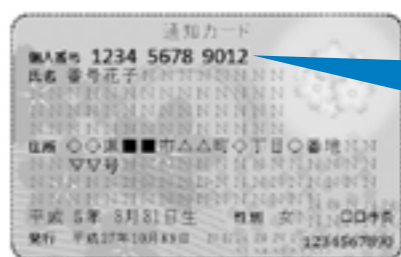
ことし10月以降、住民票を持つ全ての人にマイナンバーの「通知カード」が届きます。この番号は、国や地方公共団体などの、社会保障・税・災害対策の分野で活用できます。

通知カードを送ります

10月以降、地方公共団体情報システム機構が通知カードを簡易書留で住民票の住所に世帯分まとめて送ります。住民票の住所と異なるところに住んでいる人は受け取れない場合がありますので、早めに住民票を異動してください。



この12桁の番号がマイナンバーです



マイナンバーは一生使うもの。通知カードは大切に保管してね♪

通知カードが届いたら

通知カードが届いたら、次の3つが入っているか確認してください。

- ① マイナンバーの通知カード
- ② 個人番号カードの申請書と返信用封筒
- ③ 説明書

住民票の住所地で

通知カードを受け取れない人

- やむを得ない理由で、住民票の住所地で通知カードを受け取れない人は、居所情報の登録をお願いします。
- 申請が必要な人
 - 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難している人
 - DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に避難している人
 - 一人暮らしで、長期間、医療機関や施設などに入院・入所している人

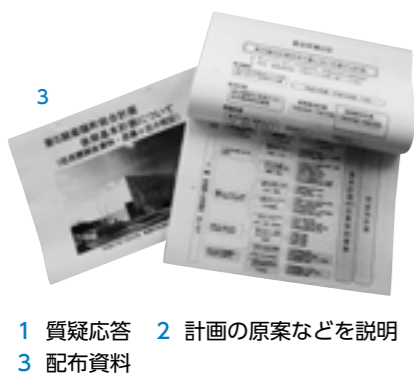
申請に必要な書類

- ① 居所情報登録申請書
町民課と西部支所に用意しています。町ホームページからダウンロードもできます。
 - ② 本人確認書類(AまたはB)
 - A: 運転免許証、パスポート、住民票カード、障害者手帳、在留カードなどから1点
 - B: 官公署などから発行・発給された氏名、生年月日、住所の記載のある書類(各種資格者証、年金証書、健康保険証、預金通帳、社員証、学生証など)から2点
 - ③ 居住していることを証明するもの
賃貸借契約書、公共料金領収書など
- 代理人が申請する場合
次の書類なども必要です。
- ① 代理人の代理権を証明する書類
法定代理人の場合: 戸籍謄本など(本籍が本町である場合などは省略できる場合があります)
 - ② 代理人の本人確認書類
右記の本人確認書類と同じもの
 - 申請方法
必要書類を住民票のある市区町村に持参または郵送してください。
 - 申請期限
9月25日(金)(必着)

町総合計画に関する住民懇談会

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

第5期総合計画の後期基本計画の策定に向け、校区ごとに住民懇談会を開催しました。その概要と内容を2回に分けて掲載します。1回目の今回は、総合計画・住民懇談会の概要を説明します。



1 質疑応答 2 計画の原案などを説明 3 配布資料

校区ごとに開催しました

町は、町総合計画に関する住民懇談会を7月14日～7月30日、中央公民館や各町民センターなど校区ごとに計6カ所で開催しました。これは第5期町総合計画の後期基本計画を策定するために開催したものです。延べ231人の町民の皆さんが出席しました。

この住民懇談会では、前期基本計画期間中の実績と住民意識調査の概要を説明し、町民の皆さんからの質問に回答しました。

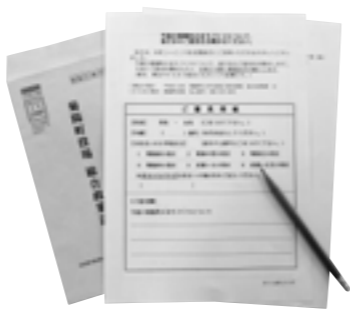
その後、町民の皆さんからの意見・要望を反映させた後期基本計画で取り組む具体的施策の案や小学校区ごとの校区別計画の原案を説明し、懇談会に出席した町民の皆さんから、さらに意見と要望を伺いました。

校区別計画を策定します

今回策定する第5期総合計画の後期基本計画では、新たに校区別計画を策定します。

現在の校区の概況や人口見込みなどから校区別の課題を整理します。町民の皆さんからの意見・要望も反映させた校区別の目指すべき方向を開発コンセプトとして打ち出していきます。

意見・要望を募集します



住民意識調査の結果や今回の住民懇談会の資料、会議録は、菊陽町役場総合政策課で閲覧できます。各町民センターには住民懇談会の資料を用意しています。

意見用紙も準備していますので、意見・要望がありましたら町へ提出してください。今後開催する策定委員会や策定審議会などで協議します。多くの意見・要望をお待ちしています。

提出方法

郵送またはFAX、持参のいずれかで提出してください。

その他

総合計画に関することだけでなく、身近な意見・要望も聞かせてください。
「広報まきよう」10月号では、今回の住民懇談会の中で出た質問と回答をお知らせします。

個人番号カードを申請しましょう

個人番号カードは無料で取得でき、本人確認やマイナンバーを記載した書類の提出などに利用できる公的身分証明書です。地方公共団体情報システム機構へ申請すると、平成28年1月以降に受け取れます。町や職場などでの申請方法も検討中です。

- 申請方法 (個人申請)
主に2通りの方法があります。
 - ① 通知カードに同封されている申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵送
 - ② スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームから申請
- 問い合わせ
マイナンバーの詳しい内容は、コールセンター ☎0570(20)0178にお問い合わせください。
平日 午前9時30分～午後5時30分 (土・日・祝日、年末年始を除く)



▲ICチップのついたカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、写真、裏面にマイナンバーを記載